

2023 年度



湯前町地域コミュニティ活性化事業

追加

令和 5 年度（2023）助成事業募集！



○ 事業趣旨

住民による主体的な地域課題の解決、地域が主役のまちづくりに向けた住民意識の高揚及び協働のまちづくりの推進を図るため、行政区や公民分館及び地域住民団体等が地域で実施する地域住民の交流を主体としたまちづくり活動の実施に要する経費に対し、その経費の一部を補助します。

○ 補助率：定額 ・ 補助金額：1 件あたり 10 万円以内

事業内容	補助事業者	補助対象経費	補助対象外経費
地域課題の解決、地域住民の交流を主体としたまちづくり活動（ハード・ソフト） （既存補助対象事業を除く） ・ 分館活動振興補助金 ・ 地域文化財振興補助金など	行政区や公民分館及び地域住民団体、社会教育関係団体等	地域住民の交流を主体としたまちづくり活動に必要な経費（補助対象外経費を除く）	・ 補助事業者の構成員に対する人件費 ・ 弔慰金 ・ 参加費、景品費等 ・ 食糧費（アルコール類） ・ 補助対象事業以外に使用する消耗品費 ・ 単に配布を目的とした物品費

○ 事業内容例

- ・ ハード 地域共用施設の整備・修理、区域の環境美化・清掃活動等
- ・ ソフト 研修会、交流行事、見守り活動、子育て支援、ICT 活用等

募集期間 11月6日 (月) ~ **随時受付**

(採択件数が予算残額に達した時点で募集を終了します)

募集件数 2件×10万円以内 (予算残額200千円)

申込書類 事業概要書・収支予算書

書類提出先 湯前町教育委員会 (まんが美術館内)

お問い合わせ

湯前町教育委員会教育課 社会教育係

電話 43-2050 (代)

補助金交付要項（抜粋）

（交付の対象及び補助率）

第2条 補助金の交付の対象となる事業の事業内容及び補助率は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) もっぱら営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する事業
- (3) 特定の宗教を支持し、又は特定の宗派を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (5) 同一の事業に他の補助金等の交付を受けることができる事業
- (6) その他町長が適当でないと認める事業

（補助金の交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、地域コミュニティ活性化事業補助金交付申請書（様式1号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第4条 町長は、補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

2 町長は、事業内容の審査にあたり湯前町社会教育委員会に意見を求めることができるものとする。

（決定の通知）

第5条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助事業者へ地域コミュニティ活性化事業補助金交付決定通知書（様式2号）により通知するものとする。この場合において、条件を付したときは、併せてその条件を通知するものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第15条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要項又は補助金の交付決定に付した条件に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不適当と認められる場合
- (4) 実支出額が補助対象費に比べて減少した場合
- (5) 町長の承認を受けずに、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止した場合
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があった場合

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿及びその証拠となる書類を整備し、これらの書類を補助事業完了の翌年度から5年間保存しなければならない。